

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成 24 年 11 月 21 日
開会時刻	午前 11 時 18 分
閉会時刻	午後 1 時 13 分
出席委員名	◎広耕太郎 ○岡田善行 辻 孝記 山根隆司
	品川幸久 小山 敏 工村一三 山本正一
	世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について
	伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）
	宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について
	伊勢南北幹線道路の開通について（報告案件）
説明員	市長、副市長、産業観光部長、都市整備部長、都市整備部次長
	産業観光部参事、都市整備部参事、情報調査室長、観光事業課長
	商工労政課長、都市計画課長、
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について」、「伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）」「宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について」「伊勢南北幹線道路の開通について（報告案件）」を協議題とし、当局から説明を受け、若干の質疑を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前 11 時 18 分）

◎広委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、協議案件としまして、1つめに、伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について、2番目として、伊勢市景観計画の変更について、これは二見町茶屋地区の件です、3番目に宇治浦田観光案内所の整備について、および報告案件といたしまして4番目に伊勢南北幹線道路の開通についての4件でございます。

なお、「協議題1 伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について」は、市長から出席の申し出があり、あらかじめ承認をしておきましたので御承知おきください。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らわせていただきます。

議員間の自由討議については、申し出がございましたら、随時行いたいと思いまのでよろしく願いいたします。

伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について

◎広委員長

それでは、伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過についてを御協議願います。

当局の説明を求めます。

市長。

●鈴木市長

本日は、大変お忙しいところ産業建設委員協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、委員長さんから御案内をいただいたやすらぎ公園プールその後の経過ほか2件。また報告案件として、伊勢南北幹線道路の開通についてのあわせて4件でございます。

やすらぎ公園プールのその後の経過につきましては、先の産業建設委員協議会において、私ども報告のあり方、市民プールの定義等も含めまして、少し御迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。

それでは各案件の詳細について担当部署から報告をさせますのでよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

本日は、伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について、御報告をさせていただきます。

それに先立ちまして、先の産業建設委員協議会におきまして、プールに関する私どもからの御報告の方法に不手際がありましたことを、この場をお借りいたしまして、委員の皆様におわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、本日皆様に御協議をお願いいたします、伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について、お手元の資料に基づき、御説明させていただきます。

資料1を御高覧ください。まず、「1.経過」についてでございます。

伊勢市やすらぎ公園プールについては、平成23年度での廃止を予定していました。しかしながら、平成24年3月議会に提出いたしました、「議案第38号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」が、否決という結果となったことに伴い、平成24年度もこれを運営させていただいたところ です。

また、同じく平成24年度当初予算中、「やすらぎ公園プール施設解体経費」については、その予算執行を停止するべきとの附帯決議をいただいたことを重く受けとめ、これを減額補正させていただくとともに、「本市における市民プールの位置づけ、考え方」に関して、庁内において検討会議を設置しこれを議論し、平成24年10月1日に開催いただきました産業建設委員協議会におきまして、その中間報告をさせていただいたところ です。

次に、「2 今後の考え方について」でございます。

「本市における市民プールの位置づけ、考え方」について、「市民プールとは、その設置目的に関わらず、市民の皆様がさまざまなニーズに応じて活用するものであり、今後もそのニーズの多様性には変化はないものである」というのが、庁内検討会議としての結論となりました。

このことから、伊勢市やすらぎ公園プールについても、現在、「健康の増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などのさまざまな目的を持った市民の皆様にご利用をいただいている状況から、市としては引き続き、これを設置していきたいと考えております。

それと関連し、「3 平成 25 年度開設にあたり必要となる修繕について」でございます。

平成 25 年度の開設前に、機器類について最終点検・試運転し、その結果に応じて、使用不可の状態であった場合にはこれを交換するなど、市民の皆様にご安全にご利用をいただけるよう、必要な修繕を実施いたします。

以上、伊勢市やすらぎ公園プールその後の経過について、御報告を申し上げます。何とぞ、よろしく御協議を賜りますよう、お願いいたします。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

小山委員。

○小山委員

まず最初にちょっと確認をさせていただきたいんですが。

伊勢市における公の施設の見直しガイドラインの存在を、どのように認識されておるかちょっと聞かせてください。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

それも踏まえて考えさせていただいております。

その中も見せていただいて、それも議論をさせていただいたんですが、やはりそれ以上にこのプールは市民の皆様にお使いいただいておりますプールということで、それも考えさせていただいた上での結果でございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

くどいようなんですけどね、今までも何回も聞いているんですけど明確な答弁がないもんですから、またここで改めてお聞きしたいんですが、平成20年でしたかね、21年、前市長のときに、この見直しガイドラインに沿ってですね、2度にわたって検証をしました。

その検証の結果、このプールは廃止やむなしという結論に至ったわけですが、あの検証は何だったんでしょうか。あの検証は誤りだったんですか。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

ずっとそれから検討させていただいておりました、今も御説明させていただきましたように、もう一度、議会の皆様から検討するように附帯決議をいただいております再度検討させていただいたところ、やはり今までずっと申し上げておりましたレジャープールではなくて、市民の皆様が何かの目的をもって使っていたおる市民プールであるということを再認識させていただいて、その結果、その大事なプールはそのまま継続していきたいということで、市としては結果を出させていただいたところでございます。

◎広委員長

小山委員

○小山委員

では、あの見直しガイドラインは破棄するんですか。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

いえ、見直しのガイドラインはそのまま続けさせていただくんですけども、その中でやすらぎ公園プールということを再認識させていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

そうするとその施設によってはあのガイドラインを適用する施設があったり、また適用しない施設があると、そういう理解でよろしいですかと。

◎広委員長

情報調査室長。

●江原情報調査室長

公の施設のガイドラインについては、今もこのまま、これでいきておるということでございまして、それぞれの施設の所管課におきまして、これに照らし合わせまして、廃止であるとか、継続であるとかということで判断していただくということでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

そのガイドラインが存在しているのに、そういう判断というのはでちょっと理解に苦しむんですが、次に移ります。

前回のこの協議会の中で、あのプールは市民プールであるというふうな認識に立っておると。

学校プールの開放や民間プールの利用補助等さまざまな代替措置を複合的に実施することで、その多種多様なニーズにお応えさせていただけるのか。あるいは、このやすらぎ公園プールを設置し続けることでしか、お応えしていくことができないのかについて引き続き検討を進めてまいります。こういうことでしたよね。

そのことについて今回全く何も触れておらないのですが、検討しなかったんですか。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

10月のときにそのお話をさせていただいた後にもう一度検討させていただきました。どちらがいいのかってということで再度今のやすらぎ公園プールを残す方がより効果的、さまざまなニーズにお応えできるということで、そちらの方をとらせていただいたところでございます。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

どういうふうな検証結果だったんですが、その代替措置で、このニーズに応えられるのか、どうかの検証ですね。

それができない場合には、存続するしかないということですが、どういうふうな検証結果でこういう結論になったんですか。

何で報告しないんですか今日。今日の目的はそれじゃないのですか。

◎広委員長
商工労政課長。

●中村商工労政課長

この前の10月のときに、お答えさせていただいておった中には、水泳を通じた健康増進、民間プールの利用補助、学校プール等の開放ということでお答えさせていただきました。

その中身を考えさせていただいた中に、それを使っておられる方というのは聞かせていただいている以上にいろんな部分があるということで、3つを全部させていただいた以上のもがあるということで考えさせていただいたので、検証という意味ではないんですが、今の部分を残させていただいたほうがより効果がある、市民の方にそういうこと、いろんなさまざまなニーズにお答えできるということで、プールをこのまま継続していきたいということでお答えさせていただきたいと思います。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

それをなんで最初言わなかったのですか。この報告の中で。

◎広委員長
商工労政課長。

●中村商工労政課長

すいません、説明不足で申しわけございませんでした。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

このプールを本格的に存続させようとしたら、全面的に改修するのに5,000万ほどかかるというふうに聞いておったんですが、何か今日の報告ですと小手先の補修にとどまっておるようですが、これはどういうことですか。

◎広委員長
商工労政課長。

●中村商工労政課長

今まで言わせていただいたようには大規模修繕では約5,000万円ほどの修繕費がいるということで積算をさせていただいております。

これからは、そのお金も考えさせていただいて、必要歳出最小限、そのやる年度の当初に点検をさせていただいて、今のポンプ等は大部分年数もたっておりますが、そのポンプが動いておる間はそのポンプを使わせていただいて、そのまま継続させていただくということで必要最小限の経費で運用させていただきたいということをお願いいたします。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

ということは、この市長の任期の間、25年はですね、暫定的な営業をするけれども、そこから先は新市長にこの判断を委ねるというふうに理解してよろしいですか。

◎広委員長
市長。

●鈴木市長

すいません、いろいろと御議論をいただきありがとうございます。

まずですね、公の施設の見直しのガイドラインのことからですね、前市長の判断から、違う政策転換をしたことにつきましては、さまざまな御議論をいただきましたし、また大変、議会に対しましては御迷惑をかけたことがあることは反省しております。

ただ先ほどの、今御質問いただきました市長任期と行政の継続性のことにつきまして

は、それはもちろんですね、首長にしても、議会にしても市民の方から負託を受けた中で議論をし、予算を決定していくわけですので、その都度その都度、判断していくことも必要ではないかというふうに考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

最後にちょっと確認ですが、一旦廃止と決まっていたのを伊勢市民の3%の要望があればひっくり返るといふふうに認識させていただいてよろしいですね。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

まあ3%か30%か300%か、そのことにつきましては、一定の政治的な判断が必要かというふうに考えております。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

この問題につきましては、先ほどから議論が出ておりますように平成23年度で廃止ということで、方向性が出ておったように思います。

そして産業建設委員会におきましても、廃止の方向で確認がされております。

そうした中で、一部団体や市民の継続要望を受け、市長が政治的判断をしたという私は認識をしております。

そうした中で、24年度プールの条例の廃止ということでまた提起をされましたが、これにつきましても議会の全体の動きの中で、否決ということで存続というような形が出てきたわけでございます、それにつきましては、十分自分として受けとめておる認識でおります。

先ほども出ておりますように、いろいろと、市長の選挙も来年ございますし、またそうした中におきまして、存続のための必要最低限の修繕経費で対応していきたいという考えにつきましても、一応肯定させていただきたいと思っております。

しかし今後の考え方についてということで非常に方向性が出ておらない。これでいく

んだという何がないわけですか。

ああでもない、こうでもないというような、いろいろなつかみどころのないような方向の対応で終始しておるように私自身は受けとめております。

この関係につきましては、産業建設委員会でいろいろ議論してきた経緯もあるわけですが、その方向も、ことしの3月の議会におきまして、一定の方向が出ておりますので、この問題は、ここでどうのこうのと言うておっても、なかなか時間の浪費のように思いますので、この辺で私は自分の意見を申しながら、終わっておきたいと思えます。

◎広委員長

他に発言はございませんか。

品川委員

○品川委員

1点だけお聞きしたいんですけど、私の感覚としては、やすらぎプールは公園レジャーとしか思っていなかったんですけど、それを市民プールにするということで、市の施設のランクと言ったら悪いんですけど、そこが上がったというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

条例の方には勤労者に関するということと、市民のことでということを書かせてもらっております。

今回、このやすらぎ公園プールは市民の皆様方の市民のプールやということで、市の方はそういうことで考えておりますので、ランクという意味というか、今までは勤労者のレジャープール、レジャープールと言わせていただいておりますので、市民のための市民のプールやということの御理解を賜りたいと思えます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

市民プール、前も申し上げましたが、市民のための市民プールになると、これは当然このところだんだん話が大きくなってですね、健康の増進や体力の向上、前回の協

議会においては、障がい者の方々とか、例えば体が今、リハビリ機能をもたせるとかね、災害のときに泳げやないかんとか、教育の観点も皆出ておったですよ。

この間のときに申し上げたのは、それは各課の意見というのは、いろいろあるでしょう。それで例えばこの間言わせていただいたのは、災害になったら泳げやないかんと。

そうすると教育のほうは泳げるように努力をしたいというだけの話で、非常に今、中学校プールも廃止にするので言うておることに矛盾があると。

本来ならそれは経営戦略会議かなんかでしっかりと、ここの部分はちょっと困るやろうというところをまとめて一つに持ってこないとですね、各意見から、これはこうだから、これはこうだからといって、何か市民プールにするための言葉が並んだような気がしました。

それでですね、今回こういうふうなことがのったのであれば、市民プールにするとなれば、当然、身体の悪い方がどうやってやすらぎプールまでくるんやと。当然公共交通は非常になるでしょうね。車に乗れない方は来れないということでは困りますよね。

やっぱりそういうこともしっかりと含めてランクを上げたのか。

それと、今やっておる公共施設のマネジメント、これの位置がどれだけ変わったんかということだけをきっちり聞いとかなとですね、市民が使っておるから市民プールでいいやないかという、名前だけ変えたんでは、市民は全然そんなことはわかりませんで、あそこは市民プールになったんやなということで、じゃあ自分らも行くためにどういうふうな手段があるんやろうなど。

盆の忙しい時は駐車場もあらへんのでやめますよみたいな話にはならんわけですよ。

そうすると、今の位置でいいのか。どういう機能を持たすのかというようなことも含めて、将来的なことを考えると莫大な費用がかかってくるかなと私は、そういうふうに判断をしておるんですけど。その点は、いや今の施設で、市民プールで伊勢市はいいんやというふうな考え方なんか、そこら辺だけちょっとはっきり示していただきたいなと思います。

◎広委員長

この際、委員長から皆さまにちょっと言わせていただきますが、前回の協議会でいとおうこの当委員会では統一見解としましては、従来のやすらぎプール、やすらぎ公園プールの存続については、我々がやる。それで市民プールの考え方については、今後教育民生委員会で協議をしていただきたいということで、前回もそういうことがあったものですから、そこら辺だけ御留意ください。よろしいでしょうか。

品川委員。

○品川委員

そやで公設マネジメントのところ、今ずっと出されておるんですけどね、レジャー

プールという位置づけから、市民プールにあがったと。

市民の人はあそこのところにレジャープールがあるな、子供らを遊ばせいったらいいなというところからですね、市が発信するのに、これは障がいを持たれた方、リハビリの方、みんなが来れるプールなんですよと、いうたらそれぐらいの受け皿はつくらないかんということですね、今の公設マネジメントのほうでも位置づけが変わってくると思うんですが、そこら辺はどうですか、調査室長さん。

◎広委員長

情報調査室長。

●江原情報調査室長

今年度公共施設マネジメント白書を発行させていただきました。これにつきましては今のところ現状把握というようなところで将来にわたっての負担であるとか、施設の現状を把握させていただきました。

それでこれから、マネジメントに取り組んでいくということもお話をさせていただきました。

その中でですね、今回の御報告も含めまして考えていかないかんというふうに考えております。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

考えていかないかんというのは、それはよくわかるんやけれども、今まで子供たちが、市長の言われるね、子供たち笑顔がとかいうところでね、レジャープールのなもんやったやつが、市民プールになったわけですよ。

そうすると、開けておる期間がどんだけ上げるんやとか、健康増進のために、冬はやらへんのかとか、いろんな話が出てくると思うんですよ。

それでこのときに、子供らが夏休みの間だけ使うということになると、なかなかそういう健康増進の場所もつくれへんやないかというようなことも含めてくると、位置づけの問題で非常に大きな差が出てくると思うんですよ。僕はそういうことやと思うんですよ。

そうすると公設のマネジメントをしておった中でもですね、今まで公園レジャープールやったという感覚とね、市民プールやったというふうな感覚になってくるとだいぶ違うと思うんですよ。市民プールになると私らもこれは公園レジャープールやで廃止したらどうですかといいますけれどもね、市民プールになると大変な話ですよ。全天候型

にするんかという話にすると、なかなか廃止の話ができにくくなりますよね。

そこら辺の方が将来的なことも含めておたくらの方で位置づけを変えやないかんということですよ、当然のことながら。そやで公設マネジメントに書いてあるやつを省いてですね、新しい、こうこうここにこういう問題があるということも全部出してくるということもせないかんですよ。そこら辺をちゃんとやってもらわんとですね。当然あかんと思いますよね。

最寄りの駅からバスを走らすとか、いろんなこともそれはやらないかんですよ。

○山本委員

ちょっと委員長、よろしいか、

◎広委員長

品川委員、よろしいですか。

はい、山本委員。

○山本委員

先般、委員長が言うように市民プールの位置づけになると、教育民生委員会に任そうという話で、今品川議員の言うとするのは、まさにそれやと思うんですね。

そやでそれをここで詰めておってもそんなんやったらどうやこうやということになるので、今回はやすらぎ公園プールのその後の経過ということなんで、そこでとどめておかんと、これまたまたそぞろ一緒のような議論になってくると思うんさ。

悪いけれども、ちょっとやすらぎ公園プールという限定で話をしてもらわんと、また話が大きくなって50メートルプールをつくらないかん、全天候にせないかんという話になっていくんで、そこら辺で御理解をさせていただいてさな、委員長そういうふうに仕切ったってもらうように。

◎広委員長

先ほどのマネジメントの件だけは一言いただければと思います。

市長。

●鈴木市長

すいません、いろいろと御配慮もいただきましてありがとうございます。

公共施設マネジメントの件に公の施設をどういうふうを考えていくかっていう非常に大切な議論であると思っております。

特にこれまで、行財政改革の中では、できる限り圧縮をしていく、ダウンサイジングをしていくっていう流れの中で行革を進めてきましたけれども、一定の、これから公共

施設にしても、人材にしても、それぞれ市民の方からお預かりした財産であるということから、きちんと長寿命化のことも含めて、きちんと、あの、マネジの語源を僕はこの前広辞苑でいろいろと調べていたら、馬の調教、馬を愛でるところからスタートをしております、やはり市民からお預かりした財産をきちんと丁寧にですね、取り扱って活性化も含めてですね、やっていく努力が必要であるというふうに考えておりますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

工村委員。

○工村委員

今ちょっと議論がありましたけれども、私もこれ産業建設委員会から教民に市民プールとしてお願いするということについては、ちょっと今の状態では非常にちょっと不安定なような気がしますので、これ市民プールとしての位置づけとして条例を変えるつもりはあるのですか、その辺だけ1点確認させていただきます。

◎広委員長

産業観光部長。

●三浦産業観光部長

先ほどの議論の中でですね、やすらぎプールについては、従来は市民プールということではなくて夏の間いこいの場所ということで私たちも考えてきました。

その後で、今回のように位置づけを考えよというような御指摘をいただきまして、やすらぎプールについても、もうその果たしている現在役割がですね、市民プールであるという認識を今回させていただいて、今日こういう形でお話をさせていただいております。

そういうことを踏まえますと、やはり目的それぞれ勤労者プールということで今までうたってきておりますが、やすらぎプールについても条例改正等を検討しながら、市民プールの位置づけを考えていく必要があるかと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

市長退席のため、暫時休憩します。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午前11時46分)

伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

次に、伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）の説明をお願いします。

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「伊勢市景観計画の変更について」御説明を申し上げます。

本日は、二見町茶屋地区の重点地区の変更等に伴い、パブリックコメントを実施しました結果及び伊勢市景観計画の変更案、スケジュール案について御説明を申し上げます。

それでは、資料2-1をごらんください。

伊勢市景観計画は、旧二見町時代の景観施策を引き継ぐ形で二見町茶屋地区を重点地区に指定し、これまで特色ある景観の形成を図ってきましたが、より地域の特性に応じた景観形成を図るため重点地区の範囲及び景観形成基準等について見直しを行うものでございます。

まず、変更の概要でございます。

(1)の重点地区の変更としましては、範囲の一部を変更し、地区内を5つの小地区に分け、それぞれの特性に応じた景観形成基準に変更しようとするものです。

(2)の沿道景観形成地区の追加指定につきましては、国道42号の一部、茶屋交差点から新二見トンネルまでの約900メートルの区間を追加指定しようとするものです。

(3)のその他修正は、景観法及び自然公園法の改正に伴う修正を行うものです。

次にパブリックコメントの概要でございます。

御意見を募集しました案の名称は、伊勢市景観計画の変更について（素案）「二見町茶屋地区」で、意見の募集期間は、平成24年9月18日火曜日から平成24年10月18日木曜日の1カ月間でございます。その間にいただきました意見総数は9件ございました。

それでは、その意見の概要について御説明申し上げます。

2ページをごらんください。

まず、1つ目は、「茶屋地区の観光活性化のため、季節ごとのイベントを多様化したり、各団体や施設が諸策を講じているのですが、今回の景観基準の厳格化は、こうした多角化する流れを阻害し画一化させる方向に働きかねない」との御意見でございます。このことについての市の考え方でございます。景観形成基準は、重点地区である二見町茶屋地区の景観の調和や良好な景観を保全し、活かすために定めており建築物または工作物の形態意匠、外観に係る部分についての制限となっています。内宮おはらい町地区でも重点地区において、建築物や工作物に形態意匠の制限を設け、まちなみの調和を図りながら、各店舗で特色のある営業に取り組まれています。また、市街地でも伝統的な建築様式の民家や蔵を改装して店舗等として活用している例もありますので、建物等のまちなみへの調和が各団体や施設で取り組まれている企画を画一化するものではないと考えています。

次の2から4につきましては、建物の規模及び構造についての御意見でございます。

まず、2の御意見でございます。

老朽化した宿泊施設を改築するにあたり、自己資金では賄い切れない相当額の経費が必要になり、その際の借入金を相当期間で返済していくためには、一定規模での拡大化は必須条件であり、限られた敷地面積での拡大化となると上層化をせざるを得ないが、景観基準の高度制限等が足かせになり、こうした改築ができないというものでございます。

次に3の御意見は、宿泊施設としても茶屋地区としても、大地震と津波対策が急務であるが、この景観基準では、高さの面でも強度の面でも大地震や津波に耐用できる施設にはなり得ず、かえって観光客に対する不安を助長する結果になりかねないというものでございます。

次に4の御意見は、防災対策、高潮対策が焦眉の急で景観は2の次であり、現行の基準は災害に弱いタイプの構造を推進しており、いざという時に全く役に立たない建物ばかりになりかねないとのことでございます。

これらの御意見につきましての市の考え方と修正内容でございます。高さ及び構造について、現行の景観形成基準では「木造を基本とし、3階以下とする。」としていますが、ただし書きを追加し、現行基準を緩和する方向で進めています。これにより、高さ及び構造に対して柔軟な対応をしていこうと考えております。

なお、ただし書きの追加は、二見町茶屋地区景観委員会においても「3階以下では旅館経営が成り立たないのではないか」、「海側は堤防もあるため、ある程度の高さを認めてよいのではないか」、といった御意見をいただいておりますので、それらを踏まえたものでございます。よって、表現はただし書きを追加しましたこのままの文といたします。

次に5の御意見でございます。

この基準では、懐かしい雰囲気のある町並みはできたのですが、誰も観光客が来ない、あるいは廃業する観光業者が多発する、といった結果になりかねないとのことでございます。

続いて6の御意見でございます。

現行基準を見直す必要があり、基準を強化するのではなく、そこに住む住民の便宜を考えれば、むしろ基準の緩和あるいは解除の方向で考えないとならないとのことでございます。

これらの御意見につきましての市の考え方と修正内容でございます。二見町茶屋地区では、観光客を初め、多くの方に散策していただき、まちが活性化することを目的として、街なみ環境整備事業において、表参道の美装化、二見浦公園の整備など公共施設の整備を行いました。今年度から、二見浦交通広場アクセス線や交通広場の整備も行い、歩いていただけるまちづくりを進めています。

茶屋地区は、これまでもまちづくり活動や景観形成に取り組んできた地区です。引き続き、旅館街である二見町茶屋地区のまちなみの保全と景観の形成につきましては、住民の皆様との協働により進めていきたいと考えています。したがって、二見町茶屋地区の重点地区の景観基準について、表現に柔軟性をもたせることで地域の実情を勘案した運用を今後も行っていきたいと考えています。

続いて7の御意見でございます。

重点地区に土地をもっており、駅、バス停、スーパー等が近い立地を活かしてマンションやアパートを建築し、有効活用を図りたいが、重点地区の基準があって建てたい建物が建てられないとのことでございます。

この御意見につきましての市の考え方と修正内容でございます。

建築をお考えの土地は、今回の変更で「茶屋南西地区」になります。当該地区は、二見町茶屋地区のまちなみに調和するような景観の保全に努める地区と考えておりますが、表参道に面していないことから、御意見を踏まえ、形態についての「3階以下とし、」を削除します。建築物の高さの最高限度についての基準はそのままで行きたいと考えています。

続いて8の御意見でございます。出荷時は各社の決まった色で出荷されるため、出荷後に再度、色彩を変更しなければなりません。その上で更に、「囲いまたは庇」となると、かなりの費用負担となります。自動販売機の色彩を灰色系として設置をするだけで、景観との調和は十分期待できるため、囲いまたは庇まであわせて設ける必要はないとの御意見でございます。

ただし、9の御意見では、灰色系や茶色系での色彩が困難な自動販売機については、「囲いまたは庇」を設けるような対応をされるよう提案したいとのことでございます。

これらの御意見につきましての市の考え方と修正内容でございます。灰色系の色彩は、

重点地区である二見町茶屋地区にご配慮いただいていると理解しています。また、囲いまたは庇については、敷地への配置によって設けない方が望ましい場合も考えられます。これらのことから景観に配慮した色彩としていただくことを主としています自動販売機等は、「外装の色彩は茶色系または灰色系とする」と修正いたします。

なお、囲いまたは庇の設置が必要な場合につきましては、別途、工作物として取り扱い、工作物の形態意匠の制限である「周囲の景観との調和に配慮するものとする」にて審議を行い、対応したいと考えております。

次に資料2-2の6ページ、A3サイズのカラー印刷の裏面にあります、各小地区の景観形成基準（素案）をごらんください。

これまで御説明しました市の考え方にに基づき、基準の中に基本または必要に応じての文言を加えさせていただいております。これによりまして、二見町茶屋地区景観委員会において景観形成を図る上で適正であるかを審査し、その上で判断をいただけるよう基準に幅を持たせています。

最後に資料2-3をごらんください。今後のスケジュール案でございます。

9月18日から10月18日までパブリックコメントを実施しました結果を、10月26日に二見町茶屋地区景観委員会に報告し、案を作成しました。そして、本日、産業建設委員協議会にパブリックコメントの結果及び案の報告をさせていただいたところでございます。

今後、伊勢市都市計画審議会に伊勢市景観計画の変更についての御審議をいただき、伊勢市景観計画の変更が策定されましたら、1月ごろ、産業建設委員協議会に審議会の結果及び策定の御報告をさせていただきたいと考えております。なお、この伊勢市景観計画の変更については、順調に進みましたら、1月ごろから周知を行い、平成25年の4月に運用を開始する予定でございます。

以上、「伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）」の素案についてパブリックコメントの結果及び伊勢市景観計画の変更案、スケジュール案について御説明させていただきました。

何とぞ、御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎広委員長

午後1時まで休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

(山本委員入室せず)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について

◎広委員長

次に、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備についての説明をお願いします。
観光事業課長。

●藤井観光事業課長

それでは、「宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について」御説明を申し上げます。

この件につきましては、8月30日に開催いただきました産業建設委員協議会におきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細が決まりましたので再度御説明をさせていただきます。

別添資料3-1の1をごらんいただきたいと思います。

現在、市内には宇治山田駅構内、伊勢市駅構内、外宮前、二見生涯学習センターに観光案内所を設置しておりますが、御遷宮を来年に控え、観光客の一番多い宇治地区に観光案内所を設置するため、宇治浦田お休み処を改修させていただくものでございます。

2ページをお開きください。

まず事業費でございますが、全体で948万6千円、内訳でございますが、工事費が860万4千円、備品購入費が88万2千円でございます。

整備する内容でございますが、現在休憩所となっております部分の約75平方メートルを、事務所と、授乳スペースと、休憩所として改修するもので、外壁は漂白剤を使用している水洗いと保護塗料塗りを行いまして、内壁につきましても塗装を施したいと考えております。

また、気軽に案内所を御利用いただくために、入口は全面ガラスの自動ドアとし、天井貼付、ローカウンターやパンフレット配布スペース、空調設備、授乳室を設置してまいりたいと考えております。

次に購入備品についてでございますが、パソコンやプリンタ、電話機、パンフレット

スタンドなどを備え付け、工事期間につきましては、12月の市議会定例会におきまして補正予算を計上させていただき、お認めをいただきましたら、3月中に外装工事を、4月に内装工事を行いまして、平成25年のゴールデンウィーク前には、宇治浦田観光案内所（仮称）としてオープンさせていただきたいと考えております。

大手の旅行会社が調査をしました観光客の動向調査では、近年は自宅を出る前に宿泊のみを予約し、現地で周遊先を決める旅行者がふえておりまして、着地で行き先を決めたり変更したりする方が、全体の7割を占めているという記録がございます。

特に、車で旅行される方は、一番行き先を変更しやすく、宇治浦田観光案内所を設置することで、内宮周辺を散策された後、市内を案内できることで、滞在時間の増加に繋がることが期待されます。

また、内宮前には鳥羽市が運営する「美し国観光ステーション」がございますが、着地型旅行商品の案内につきましても連携を図りまして、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備につきまして、御説明を申し上げます。何とぞよろしく、御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢南北幹線道路の開通について

◎広委員長

次に、報告案件となります、伊勢南北幹線道路の開通についての報告をお願いします。都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

それでは、「伊勢南北幹線道路の開通について」御説明申し上げます。

伊勢南北幹線道路につきましては、その重要性の高さから、これまで、行政はもとより商工会議所等の関係者が一体となって、事業の推進に取り組んでまいりました。

この伊勢南北幹線道路は、平成3年度に伊勢市が事業着手しまして、その後平成4年

度から本年の平成 24 年度まで三重県により事業が進められてきました。

完成まで実に 22 年の歳月がかかったものでございます。

しかし、事業を遂行するにあたりましては、事業用地の取得や、鉄道車両を通しながらの立体交差部の工事など、難しい案件が数々あるなか、この度、伊勢南北幹線道路の開通に至ったのも、関係者の皆様の御協力、御努力の賜物でございます。心よりお礼申し上げます。

それでは、資料 5 を御高覧願います。

この度開通します区間は、資料 5 の図面の黒く塗った路線で、御菌町高向地内の県道伊勢松阪線、これは豊浜大橋近くの、協栄学園の付近の交差点から、県道鳥羽松阪線、これは度会橋より東側の中島交差点までの、約 1.9 キロがこの度開通します。

これにより、既に平成 8 年 5 月に開通しております区間約 0.6 キロメートルとあわせて、伊勢南北幹線の全線が開通することとなり、国道 23 号と、県道鳥羽松阪線が繋がります。

伊勢南北幹線道路の開通日時は、本年 12 月 16 日午後 3 時の予定となっております。

次に、伊勢南北幹線道路の事業概要につきまして、御説明します。

事業区間につきましては、御菌町高向地内国道 23 号宮川インターチェンジから、中島 1 丁目地内の県道鳥羽松阪線中島交差点の区間で、総延長は 2,448 メートルでございます。

この度、開通します南北幹線道路の標準幅員は、資料 5 の下段の図のとおり、車道部の幅員が 11 メートル、その構成は、片側車道 3.25 メートルと停車帯 2.25 メートルの交互通行となります。

また歩道は片側 3.5 メートルで両側歩道となり、総道路幅員は 18 メートルでございます。

道路規格は、道路構造令に基づきます第 3 種 2 級と第 4 種 1 級となり、設計速度は、国道 23 号宮川インターチェンジから県道伊勢松阪線の現在供用しております区間が時速 40 キロ、この度開通します、県道伊勢松阪線から県道鳥羽松阪線の区間が、設計速度 50 キロとなっております。

冒頭でも説明しましたが、事業期間は平成 3 年度から平成 24 年度で、総事業費は、約 113 億円でございます。

次に、この伊勢南北幹線道路の開通によります事業効果を御説明します。

これまで、県道伊勢松阪線や市道藤社御菌線等の幹線道路は、市街地を南北に分断する形で、JR 参宮線と近鉄山田線があり、それぞれの踏切で慢性的な交通渋滞が発生しており、交通安全上も非常に危険な箇所もあり、市民生活に影響を与えている状況で、資料 5 の 2 ページ右の写真のような状況でございます。

この度、伊勢南北幹線道路が開通することによりまして、JR 参宮線と近鉄山田線との交差部が、踏切のない立体交差となり、踏切による渋滞の解消や、歩行者・自転車の

安全性の向上が期待されます。また、災害時の緊急輸送道路としての機能や、中心市街地及び観光拠点などへのアクセス機能が向上し、産業・観光の発展など、地域の活性化も期待するところでございます。

この南北幹線道路の開通に伴い、今後、周辺地域においてどのような交通形態になるのか、関係機関と連携して、交通量等の検証も行っていきたいと考えております。

次に、伊勢南北幹線道路の開通に伴い一部の地域で新しい交通規制となります。

資料5の3ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、資料の上の矢印部分ですが、宮川橋からJR山田上り駅へつながる宮川1丁目および常盤1丁目地内の、市道一之木宮川橋線と南北幹線道路との交差付近におきまして、資料のとおり一方通行等の交通規制となります。

南北幹線道路の本線は立体交差となりますが、側道がごらんのとおり一方通行となり、市道一之木宮川橋線の一部も一方通行となります。

また、下側の矢印部分ですが、中島1丁目地内の伊勢市消防団中島分団車庫付近の南北幹線道路と市道浦口中島線の交差部におきまして、現在は、信号がございませんが、南北幹線の開通に伴い新しく信号が設置されます。

なお、伊勢南北幹線道路の開通と、開通に伴う交通規制につきましては、本年の広報いせ12月1日号で、市民の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

次に、開通式につきまして御説明します。

資料5の2ページ下段のとおり、伊勢南北幹線道路の開通を記念しまして、商工会議所・三重県・伊勢市で構成します伊勢南北幹線道路建設促進期成同盟会—会長は伊勢市長でございます—この同盟会によります開通式が予定されております。

開通式は、本年12月16日午前10時から行なわれまして、式典がハートプラザみそので行なわれ、開通セレモニーが伊勢南北幹線道路の本線で執り行なわれる予定でございます。

議員の皆様には、改めて御通知をさせていただき予定でございますのでよろしく願いいたします。

なお、本日参考に、作成年度が古く申しわけございませんが、三重県で作成されました伊勢南北幹線道路のパンフレットを添付させていただきましたので、後ほど御高覧を賜りますよう、お願いいたします。

以上、伊勢南北幹線道路の開通につきまして御報告させていただきました。よろしく願いいたします。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
以上で、本日の協議案件等は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(開会 午後 1 時 13 分)